

令和7年度 史跡甲府城跡地盤調査業務委託に係る入札公告

山梨県立考古博物館が発注する令和7年度 史跡甲府城跡地盤調査業務委託契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年12月5日

山梨県立考古博物館 副館長 相原 靖志

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託の名称及び数量

令和7年度 史跡甲府城跡地盤調査業務委託 1式

(2) 業務委託の仕様等

入札説明書及び仕様書、特記仕様書で定める内容であること。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

(4) 納入場所

山梨県甲府市丸の内1丁目131ほか

2 一般競争入札の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

(4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

※ 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会並びに申請書の提出先

（郵便番号） 400-8501

（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） （055）223-1395

(5) 入札公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 400-1508 山梨県甲府市下曾根町923番地

山梨県立考古博物館 総務課

電話 055-266-3881

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年12月15日（月）午後5時までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の交付場所において交付、又は電子メールにて交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は必ず電話連絡をしたうえで、紙またはメールのどちらの

交付を希望するかの旨を担当者に伝えること

(3) 入札参加資格確認書の提出方法

この公告の日から令和7年12月15日(月)午後5時までに3の(1)の場所に持参すること。

ただし、上記期間の毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年12月17日(水)午前11時

風土記の丘研修センター 研修室

郵便番号 400-1507 山梨県甲府市下向山町1271番地

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 違約金の有無

有

(6) 最低制限価格の有無

無

(7) 前払金の有無

無

5 その他

詳細は入札説明書による。